

千葉県児童扶養手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受給資格者」とは、法第6条第1項の認定を受けた者をいう。

(支払日)

第3条 手当の支払日は、法第7条第3項に規定する支払期月の11日とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日を支払日とする。

2 法第7条第3項ただし書きの規定により支払うことになるその期の手当及び受給資格者が市外に転出した場合のその期の手当は、前項の支払日前においても支払う。

3 前項に規定した手当及び前支払い期月に支払うべきであった手当の支払日は、市長がその都度決定する。

(支払方法)

第4条 手当の支払いは、原則、千葉県予算会計規則（平成4年千葉県規則第97号）第68条に規定する口座振替の方法により、受給資格者の普通預金口座に支払うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(預金口座の届出)

第5条 受給資格者は、前条の規定により手当の支払いを受けようとする普通預金口座について、法第6条第1項に規定する認定を受けようとする場合及び市外からの転入の場合にあっては、児童扶養手当法施行規則（昭和36年12月7日厚生省令第51号）第1条の児童扶養手当認定請求書により、また普通預金口座に変更を生じた場合にあっては、児童扶養手当住所・氏名・金融機関変更届によりそれぞれ届け出るものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

2 この要綱は、昭和60年8月1日以降に手当の認定を請求した受給資格者に係る手当から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。